

1 補助事業名	2 基準単価	3 基準額	4 単位
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		<p>基準額の算定にあたっては、防災・減災等北海道事業整備計画に記載された事業について、第1表の2に定める補助事業の対象施設ごとに、同表の4に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を基準額とする。</p> <p>ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	
1,000㎡未満の場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		対象施設 1㎡あたり
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は3,000㎡未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/㎡と2,440千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額		対象施設ごと
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		施設数
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		施設数
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	厚生労働大臣が認めた額		施設数
高齢者施設等の水害対策強化事業	厚生労働大臣が認めた額		施設数
高齢者施設等の給水設備整備事業	厚生労働大臣が認めた額		施設数
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	厚生労働大臣が認めた額		施設数
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	施設延べ床面積×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		施設数